

# 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人とくしま未来健康づくり機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、徳島県民の疾病の予防、健康の保持及び増進を図るために必要な事業を行い、もって公衆衛生の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 健康増進に関する調査研究等並びに資料の収集及び提供の事業
- (2) 生活習慣病及びその他疾病の予防及び早期発見に必要な各種検診検査の実施
- (3) 生活習慣病及びその他疾病の予防及び早期発見に必要な各種普及啓発事業の実施
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、徳島県内において行うものとする。

(全国組織の支部)

第5条 この法人は、次号に掲げる法人の徳島県支部を兼ねるものとする。

- (1) 公益財団法人結核予防会
- (2) 公益財団法人日本対がん協会

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 公益財団法人への移行時の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
    - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

のを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計処理)

第11条 この法人の会計処理の取り扱い、並びに特定費用準備資金、特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金、及びその他の特定資産として保有する資金の取扱いは、理事会の決議により別に定める。

2 この法人が受けた寄附金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める「寄附金の取り扱いに関する規程」による。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行う。

2 評議員選任委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項にの定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選任委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選任委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選任委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
  - 7 評議員選任委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選任することができる。
  - 8 前項の場合には、評議員選任委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
    - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
  - 10 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
  - 11 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

#### (評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任し後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

- 第15条 評議員は無報酬とする。ただし、職務執行に対して謝金を支給することができる。その額は、各年度につき総額が50万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 役員損害賠償責任の全部又は一部免除
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会において、第20条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

### (開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

また、必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

### (招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

### (招集の通知)

第20条 代表理事は、評議員会開催日の5日前までに、評議員及び監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項の通知は、政令で定める方法により、評議員及び監事の承諾を得て電磁的方

法で行うことができる。

- 3 前2項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第21条 評議員会の議長は、開催した評議員会において出席した評議員の中から選任する。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。議長は議決に加わらず、可否同数のときに裁決権を有する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行なわなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 役員損害賠償責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 基本財産の処分又は除外の承認

(6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第189条第2項及びこの定款に定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことに評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への

報告があったものとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前条の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める「評議員会運営規則」による。

## 第6章 役員

(役員設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (3) 監事 3名以内

(役員選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事会は、その決議によって、理事の中から次の役職に就く者を選定する。

- (1) 理事長1人
- (2) 常務理事2人以内

3 理事会は、その決議によって、理事の中から次の役職に就く者を選定することができる。

- (1) 副理事長1人
- (2) 専務理事1人

4 理事長を一般法人法に定められた代表理事とする。

5 専務理事及び常務理事を一般法人法に定められた業務執行理事とする。

6 理事のうちには、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 8 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 9 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届出なければならない。

（理事の職務及び権限）

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は、理事長の活動を補佐する。
  - 3 専務理事及び常務理事は、理事長の業務を補佐する。
  - 4 業務執行理事は、理事長の指示及び理事会において別に定めるところにより、この法人の業務の執行にあたる。
  - 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要な場合は意見を述べることができる。
  - 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
  - 5 監事は、一般法人法第197条において準用される第99条から第104条に規定する監事の職務を行使する。

（役員任期）

- 第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては支給基準に従って報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤の理事及び監事が行った職務執行に対しては、支給基準に従って謝金を支給することができる。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(責任の免除又は限定)

第34条 この法人は、評議員、理事又は監事がその任務を行ったときに生じるこの法人に対する一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任については、評議員全員の同意によって免除することができる。

- 2 前項の賠償責任については、理事又は監事がその職務を行うについて、善意かつ重大な過失がない場合には、評議員会の決議によって、一般法人法第113条に規定する額を限度として、賠償責任を免除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事又は監事が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の議決によって免除することができる。
- 4 この法人は、一般法人法で定義される外部役員による第1項の賠償責任について当該外部役員が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときには、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、当該外部役員と締結することができる。  
ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人が、その理事の債務を保証すること。その他の理事以外の者との間における、この法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第38条 理事会は、定時理事会を毎事業年度の6月、年度の中頃及び3月に開催する。また、必要がある場合には、臨時理事会を開催することができる。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長又は業務執行理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第40条 理事長は、理事会開催日の5日前までに、理事及び監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項の通知は、理事及び監事の承諾を得て電磁的方法で行うことができる。

3 前2項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを

経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長が出席できないときは、副理事長又は業務執行理事があたる。

(決 議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。議長は議決に加わらず、可否同数のときに裁決権を有する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。  
2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するために、主たる事務所に事務局を置く。  
2 事務局には、事務局長及び必要なその他の職員を置く。  
3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿等)

第47条 主たる事務所には、次に掲げる書類等を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事録並びに決議の省略の場合は全員の同意の書面又は電磁的記録
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬に関する規程
- (7) 寄附金に関する規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び貸借対照表、正味財産増減計算書
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類等の備え置き期間並びに閲覧の方法等については、法令の定めるところによるほか、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

2 前項によるほか、第3条に規定する目的を達成したときは、この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の決議により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、松下光彦とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、本田浩仁、瀬尾裕信の2人とする。